



Title	近代樺太の地名選定と研究史
Author(s)	鈴木, 仁; Suzuki, Jin
Citation	研究論集, 16, 1(右)-21(右)
Issue Date	2016-12-15
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgsl.16.r1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63905
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_002_suzuki.pdf



近代樺太の地名選定と研究史

鈴木 仁

要 旨

本論は、樺太における地名選定と、その後の地名研究の活動から、日本領に再構築される樺太での日本人の領土意識を考察したものである。

第一節では、幕府や開拓使における樺太の地名の取り扱いをまとめた。アイヌ語地名を漢字表記した行政地名化は北海道で実施され、開拓使・北海道庁や各支庁による選定がなされており、樺太では明治六年（一八七三）に「樺太州各所地名」が定められる。だが、各地の表記が整理される前に、明治八年のサンクトペテルブルク条約（樺太千島交換条約）により島の全域はロシア帝国領となった。

第二節では、日露戦争中に樺太を占領した現地部隊による地名改称と、これに対する地理・歴史学者たちの反応をまとめた。明治三十八年（一九〇五）七月に占領が進められたロシア領サハリン（樺太）には、勝利を記念して地名が付けられたが、北海道にもあるアイヌ語地名が樺太で消されていることに反対する意見が出されている。

第三節では、明治四十年（一九〇七）四月に開設された樺太庁による地名選定事業についてまとめた。一部に意訳や日本語地名の新たな設置もあるが、選定の基本方針はロシア語地名を排除し、原名となるアイヌ語地名を調べ、その語音の漢字表記としている。大正四年（一九一五）八月に、樺太で郡町村が編制されると、広域地名にも採用されている。

第四節は地名研究史とした。樺太の地名には多様な民族と歴史変遷により、アイヌ語以外の言語も影響しているため、島内では歴史研究の資料として調査されている。本論では、その調査活動のなかから、昭和期には広まった郷土研究により、異文化であったアイヌ語が郷土の文化として研究される過程をまとめ、昭和五年（一九三〇）に樺太郷土会から発行された『樺太の地名』を日本人住民による一つの成果として取り上げた。加えて戦後の出身者によるアイヌ語地名研究の見直しや、郷土の記憶として資料化されたことも補足した。

はじめに

本論は、日本領の南樺太で使用された地名の選定と、島内における地名研究の活動をまとめたものである。幕末期にロシア帝国との外交折衝により日本側の領土意識が高められた樺太・サハリン島であったが、明治八年（一八七五）にロシア帝国領となり、日露戦争後、南半部が領土に編入された。先住民の居住地であり、日本側にとってアイヌ民族との交易地、ロシア人との「雑居地」の歴史を持つ地域であったが、日本領として新たに構築される国土には、アイヌ語地名を反映させることが重要視された。

本論では地名選定に至る変遷と、樺太においてアイヌ語を地名研究として取り組んだ人々の研究経緯を明らかにし、近代における樺太への日本人の領土意識を考えたい。

なお、資料の引用にあたり、旧字は新字に改めたが、資料名、人名は一部を原文のままとした。また年次は資料との照合から和暦を主とし、西暦を補足している。

第一節 幕府、開拓使による地名の扱い

幕府の北方政策における課題となっていた樺太・サハリン島は、文化六年（一八〇九）には公称を「北蝦夷」とし、アイヌ語の地名は、江戸期の調査活動や警備にあたった幕府・諸藩の記録などで、蝦夷地と同様に片仮名や漢字の当て字で表記されていた¹。

安政二年（一八五五）二月に蝦夷地は幕府直轄となり、箱館奉行堀利熙は老中に北方地域の「地名等御選定」を上申する。その理由に「北蝦夷地クシユンコタンをも、アイハと呼候」と樺太南部の要地である「クシユンコタン」（九春古丹、久春古丹、楠溪などと表記）が、ロシア側では「アニワ」（Aniwa）の地名で呼んでいることを事例にあげ、日本領を主張するために地名の整備を提言している²。

明治二年（一八六九）、蝦夷地から「北海道」への改称とともに、松浦武四郎の建議により「樺太」が公称となった。北海道には国郡が設定され、郡名にはアイヌ語地名の音を基に漢字二字での表記が進められたが、樺太ではロシアとの国境が画定されていない「雑居」状態のため、日本側の行政制度を施行することができずにいた。明治三年閏十月に民部省地理戸籍掛から「北蝦夷地樺太」の「地名御唱替並国分相成候哉」との問い合わせに対して、開拓使は「昨秋中全島ヲ樺太州ト被候得共国分郡界ノ義ハ魯人等雑居ノ地ニ付未タ御撰定不相成義ニ有之候」と回答している³。

明治六年（一八七三）三月七日に樺太支庁事務章程が布達され、各地に出張所が設置された。これに付随して地名の査定が行われ、同年十一月に「樺太州各所地名」が定められた。幕末期に使われた漢字表記も取り入れ、出張所や漁場を中心に十一カ所の漢字表記が規定されたが、「此ノ外ノ地名ハ片仮字ヲ以テ記ス」とされた⁴。（表1参照）

明治八年のサンクトペテルブルク条約（樺太千島交換条約）により島の全域がロシア帝国領となると、各地の地名は一部にアイヌ語

表1 開拓使による明治六年の地名選定。

地名	読み
楠溪	クシユンコタン
大泊	ヲホトマリ
函泊	ハツコトマリ
小實	チベシヤニ
撓淵	トウブツ
東富内	ヒガシトンナイ
榮濱	サカエハマ
東白瀦	ヒガシシララオロ
輪在	ワアレ
登穂	ノボリホ
捲溪	マクンコタン
静河	シスカ
鵜城	ウシヨロ
幌溪	ホロコタン
礼弥泊	レヤトマリ
得高	ルウタカ
煤谷	ススヤ
泊居内	トマリオンナイ
海浦	ウンラ
白主	シラスシ

地名を残し、ロシア側が使用している地名が日本でも片仮名・漢字表記されて使用された。

第二節 日露戦争中の地名改称

(1) 現地部隊による地名の改称

日露戦争において樺太は二度、戦地となった。まず、明治三十七年(一九〇四)八月二十日に、黄海海戦後、ウラジオストクへ逃れようとしたロシアの巡洋艦ノヴィークが、追走してきた巡洋艦千歳、対馬と樺太の科尔サコフ沖で海戦になり、ノヴィークの座礁で日本は戦果をあげた。

樺太占領作戦が実行される直前の明治三十八年六月三十日には、海軍水路部の告示により「韃靼海峡トアルラ間宮海峡」に、「黒龍海湾トアルラ間宮海峡北部」に改称され、海峡全域が間宮海峡となつ

鈴木 近代樺太の地名選定と研究史

た。

明治三十八年七月七日、樺太占領作戦で陸軍第十三師団が上陸すると、南部の占領地ではロシア語の地名が、現地の部隊により改称された。島南部の玄関口である科尔サコフ港を竹内正策少将から「竹内港」に、隣接する集落地には明治六年に選定された「大泊」を採用して「大泊村」とした他は、内陸部の集落地の「ウラジミロフカ」を晴気市三少佐の姓から「晴気村」、上陸後の初めての宿泊地を「初泊村」とし、占領した日に因んだ「八日市村」「十日市村」などもある。これらは陸軍省より告示されたものではなく、現地での地名改称が戦況とともに新聞・雑誌により報道されたものであった。(表2参照)

表2 陸軍の地名改称

旧称 (ロシア帝国領)	改称	由来
サウ子パーチ	初泊村	上陸直後の宿泊地
ポロアシトマリ	大泊村	意識
科尔サコフ	竹内港	竹内正策少将
メレヤ	命令谷村	漢字表記
ペールワーヤパーチ	八日市村	占領した日
ソロイヨフカ	十日市村	占領した日
ハムトフカ	本深村	漢字表記
ウラジミロフスク	晴気村	晴気市三少佐
ノウアレクサンドルスコイ	小島村	小島鎌太郎少佐
バサシヤエラニ	横田村	横田中尉
ブリジ子ー	白水村	白水政恒少尉
トロイチコイ	向井村	向井齊輔中佐
ダリネー	西久保村	西久保豊一郎少佐

東京地学協会の機関誌『地学雑誌』には、地理学者田中阿歌麻呂により改称された地名の由来が紹介されるが、田中は「改称は当代勲功者に因みたるものにして樺太占領史上には其要を得たり然りと雖ダルニーを大連と改

め韃靼海峡を間宮海峡に改めたるに比し是等の改称が其地理学的価値の少なきを吾人は切に遺憾とするものなり」と、占領作戦に依拠した命名方法を問題視している。

地名改称は、樺太戦役で北遣艦隊を派遣していた海軍でも、海図と水路誌を編纂する水路部¹⁰により行なわれており、先述した「間宮海峡」の改称後、陸軍がウラジミロフカ郊外でロシア軍の主力と対峙した七月十二日に、海軍水路部からの告示による地名の改称が発表された。改称は「薩哈噠島」(サガレン島)を「樺太」にすることと、水路部が管轄する湾や岬、島、岩礁の地名を対象とした。湾と岬には新規の名称が付けられ、巡洋艦ノヴィクとの海戦を記念して艦名から「千歳湾」と「対馬岬」が、千歳に副長として乗艦していた東伏見宮依仁親王から「東伏見宮湾」、北遣艦隊の司令官片岡七郎中将から「片岡岬」「七郎湾」が誕生し、宗谷海峡に伸びる二つの岬は、近藤重蔵¹¹の名前から「近藤岬」「重蔵岬」となった。それらにはアイヌ語の名称があったが、告示ではロシア帝国領時代の旧称に一括され、近藤岬は「Cape Krilon (C. Notoro)」(クリリオン岬・ノトロ岬)から、重蔵岬は「Cape Siretoko (C. Aniwa)」(シラント岬・アニワ岬)からの改称となった¹²。(表3参照)

八月五日には海軍水路部は告示「樺太コルサコフの改称」(第一六八三号第四八二一項『官報』六六三〇号)により、「コルサコフ又はコルサブスクとあるを九春古丹と改稱す」と発表された。「九春古丹」は幕末期に日本側が使用した「クシュンコタン」の漢字表記の一つであったが、前述の地理学者田中阿歌麻呂が「こ、に注意す可きは

表3 海軍水路部の地名改称

旧称 (ロシア帝国領)	改称	由来
韃靼海峡	間宮海峡	間宮林蔵
黒龍海灣	間宮海峡北部	間宮林蔵
Aniwa bay	東伏見灣	東伏見宮依仁親王
Lososei bay	千歳灣	艦名・千歳
Patience bay	七郎灣	片岡七郎中将
Enduma point	對馬岬	艦名・對馬
Cape Krilon (Cape Notoro)	近藤岬	近藤重蔵
Cape Sire toko (Cape Aniwa)	重蔵岬	近藤重蔵
Cape Patience (忍耐岬)	片岡岬	片岡七郎中将
Todomoshisi (Moneron I)	海馬島	日本語訳
Opasnost rock (Dangerous rock)	二丈岩	日本語訳
Sivuchi rock	海豹岩	日本語訳
Robben island	海豹島	日本語訳

過半樺太軍が、此地を竹内港と改めれるに拘らず、海軍水路部は斯の如く改稱せり¹³と指摘しているように、陸軍の「竹内港」と重複する地域でもあった。

だが、陸軍による改称は全島占領から一週間が経った八月七日に却下される。樺太の占領統治のため、法整備を進める第十三師団で

は、参謀次長へ地名改称の確認を求めるが、「樺太地名改称方竹内少将ヨリ申出シ趣ヲ以テ参謀次長ヨリ本省ノ意見ヲ求メ来リシカ地圖上記載ノ地名ヲ占領軍隊ニ於テ妄リニ改称スルヲ許可セサル」の回答が陸軍次官より発せられ、採用されなかった¹⁴。そのため同日に出された陸軍省告示第十五号「樺太島漁業假規則」や第十六号「樺太島出入船舶及、渡航者規則」（官報第六六三二号）において、ロシア語地名を使用しており、田中阿歌麻呂も「依然コルサコウフの名を用ゐ居れり、されば此改名は陸軍部内に於ても一般に用ゐざるものなるか¹⁵」と、現地の陸軍が改称した地名は、公式なものではないと判断している。

(2) アイヌ語地名改称への疑問

陸軍の地名改称が無効であったのに対し、海軍は、海図・水路誌に反映されるため、航海保安上は正式な名称となった。そのため地名改称への疑問も海軍水路部に向けられる。

批判はまず、樺太に来島していない近藤重蔵を由来としたことから始まった。歴史学者外崎寛は、「実地の功ある人々を差置て、近藤の名を二ヶ処まで付るといふ事は、可笑しい」ことから、発表直後に参謀本部の横井忠直と内閣書記官の多田好問にその誤謬を伝えた。横井からは「海軍省丈にて名付けたもので、陸軍省にては矢張り元の名を唱えて居る」との回答を得たが、近藤重蔵の事績については誤った認識が広まっていた¹⁶。

ただし、近藤重蔵について、樺太を含む北方開発の先駆者として

顕彰する声もあり、地学・地理学者の小川琢治¹⁷は、地理学者が探險事業だけでなく「重大なる著作者の紀念の爲めに名けられし」事例をあげ、近藤重蔵の編纂した『辺要分界図考』の評価から「樺太に関する一大著者として紀念さるべき」と水路部の決定に賛意を述べている¹⁸。

海軍では、責任者である水路部長の肝付兼行少将が、告示から五日後の七月十七日に、京都市教育会での戦時講話において地名改称の経緯を、「露西亜人の附したる地名の記憶に便ならざるより古来樺太探検に功績ある人名を挙げて之に換へたる次第」と説明しているが、近藤重蔵が選ばれた理由は示されず、陸軍と同じく戦勝記念で付けた地名には「軍令部よりも色々注文ありて古人のみならず這回的大海戦に大功を彰はせられたる東伏見宮殿下并其参加したる対馬千歳等の艦名を用ふるに至りたる訳なり」とある。また先に改称を告示した間宮海峡については、「世界共通の呼称にして我も之に賛同したるに過ぎず」と、他の地名とは理由が異なることも補足しており、地名選定における基準は統一されていないが、「水路に関する地名は一切土人の煩雑なる旧称を廃し追て新地名に変更せらるべし」と新たな改称の追加もうかがわせている¹⁹。

しかしこの頃には、新聞紙面では、近藤重蔵を地名の由来にしたことに加え、アイヌ語地名を改称することへの疑問も挙げられた。七月十四日付の新聞『日本』では、記者松本道別による「地理学上の一恨事」が発表され、近藤重蔵が千島列島の「豪快なる偉業」に比べ「彼が実地唐太経営の探究に従事せしを聞かず」とし、また

重蔵岬の旧称であった「シレトコ」は「北海道北見国の東端にも其称あり北地には珍しからぬ地名」であり、「今日我が占領に帰したりとて別段の支障なき限りは態々改称の必要なかるべし」と指摘した。

七月十八日付『時事新報』でも「樺太地名改称に就て」が掲載され、「某氏の説に曰く」として、「先日改称せしアニワ、ノトロ、シレトコの如きは露語にあらざしてアイヌ語なり 露人の暴虐を免れて今日まで三十年間保存するを得たりしアイヌ語の地名にアイヌ人種全部を臣民として包括する日本が占領早々改名するとは何たる奇観ぞ」と批判している。また「アイヌ語の地名命名は其土地の性質を的確に表示し若しくは彼等の歴史を表示し居ること勿論にして且つ古き地名は古代人種分布を探知する唯一の資料なるを以て人類学者、博言学者の意見を聞きて之を保存」するように注意を促している。

七月二十七・二十八日には歴史学者の岡部精一²⁰が『読売新聞』に、「一家言 樺太の地名改称について」を發表する。岡部は樺太での戦果を喜びながらも「独り吾人の怪訝に堪へざりしは、ノトロ、シレトコ両岬を始め二三の地名がいつしか新称を帯びて其公報中に現はれ来りしこと」であったと述べ、占領作戦の最中であるため「密かに以て遺憾」としていたが、先述の『日本』や『時事新報』の記事を読み、「世には同感の士も亦少なからず」と知り、近藤重蔵の名前をつけることの疑問や、アイヌ語の地名を生かすことを提案し、「露人に因て創めて命名せられたるものゝみを改むるを以て事足れり」とした²¹。

『朝日新聞』では地名改称の告示以降、樺太での戦争経過とともに近藤重蔵の事跡を紹介しており、七月二十三日からは最上徳内から近藤・間宮へと続く北方探検家の伝記の連載を始めた。その連載の途中で担当者の三澤茶毘庵は「精査したるに重蔵は樺太の地には一回も否一步も投じたる事が全く無いといふ事実を発見」し、二十八日に掲載された「近藤重蔵或問」では「当局に於て最も慎重なる選考を尽くして貰ひ度ものである」と不満を述べている。八月十日の同紙「樺太地名改称笑話」の記事では、責任者の無知を疑っている。

七月二十七日に樺太北部の占領に至ると、参謀本部内には樺太民政事務所が置かれ、「占領地民政署ノ職員ニ関スル件」(勅令第一五六号)²²に基づき民政署組織が準備された。八月十九日、民政長官として樺太に赴任する熊谷喜一郎に、歴史地理学者坪井九馬三²³は、書簡を送り、「第一に注意して貰いたいのは土着の人民の古来より用ゐられる名称を成るべく其まゝに用ゐて貰いたい」と慎重を求めた²⁴。坪井は「土着民は北のギリヤークと南のアイノ」であることから、その言語による地名を「つとめて之を保存せなければなるまい」と述べ、表記については「北海道の地名に勝手気儘な漢字をあてはめ、読み憎く、しかたなきもの」があることから「樺太地名は悉く漢字を止めて仮名綴にして欲しい」と提案している。

樺太民政署は地名改称を行わず、同年十一月に北緯五十度以南が日本領となった後も、ロシア帝国領時代の地名を片仮名表記で使用している。

第三節 樺太庁の地名選定

明治四十年（一九〇七）四月一日、樺太庁が開設され、樺太民政署から行政事務が引き継がれた。占領地ではなく、日本領としての地方行政を始めた樺太庁に、「在来の呼称の多くは露国名が重であった等の関係から此際南樺は我国の領土也と言ふ感念を一般に與え而して名稱の如きも全然日本的に改正するの必要は當に迫つて居るのではないかとの議」²⁵が起り、同年六月に樺太地名調査会が発足する。

樺太地名調査会は樺太庁第一部長の事務官尾崎勇次郎が中心となり、水産課長の技師和田健蔵が「全体の地名に就て及び重に海岸地又は漁場名の調査」を、拓殖課長の技師栃内壬五郎が「島内各部落農村等の地名に就ての調査」を、通訳小笠原健が「露語及び土人各等の調査」を担当した。その他、囑託の結城琢が「樺太に関する旧記其他参考事項の調査」を、技手の劍持修逸が「本会に関する議事材料の蒐集其他の事務」を担当し、水産課技手柳川振、囑託山田健之助が加えられ構成された²⁶。

樺太地名調査会では、改正にあたり次の地名調査の方針を決めている²⁷。

地名調査方針

一、地名を選挙すべき箇所

(イ) 市邑、村落、駅通

(ロ) 河川、湖沼、山嶽、島嶼、岩礁の著名なるもの及特に記名を必要とするもの
(ハ) 港湾、岬角の著名なるもの及び特に記名を必要とするもの
(ニ) 特許漁場其他鉱山、森林等の為め記名を必要とするもの
二、地名選定の方法

- (イ) 露人の附したる露語名は之を省く事 而して之に代るべき土人名(アイヌ語) 本邦名(本邦語) の明らかならざる場合は新たに地名を選定する事
(ロ) 土人名(アイヌ語) と思はるものは之を存置し出来る限り其正確を期すこと
(ハ) 本邦人の附したる名称にして在置するに足るものは之を在置すること
(ニ) 特許漁場等にして地名の明かならざるものは特に之を選定すること
(ホ) 露人の附したるものと雖も之を意識して適切な名前の名を得る場合は之を採用する事あるべし
(ヘ) 地名は可成簡易な漢字を用ゐる事
(ト) 漢字の用方は成るべく音訓を混合せざる事
(チ) アイヌ語名を採用する場合は、其意気を調査し且つ其語音より漢字を充つる事
(リ) アイヌ語名の語音長くして適當の漢字を充つる能はざる時は其冠字を取り又は適當の処にて区切をなし充用

すること

(ヌ) 地名に充用する漢字は可成二字名とすること

ロシア語地名については地名選定の方法(イ)にあるように排除が前提となるが、(ホ)では訳語の使用も認めており、実際に樺太南部の沿岸集落「ペルヤワバーチ」が「一ノ澤」、「フタエアヤバーチ」が「二ノ澤」、「トレーチバーチ」が「三ノ澤」と、翻訳された地名が採用されている。この地域にもアイヌ語地名は存在しており、「ペルヤワバーチ」(一ノ澤)の地域の原名「ウンラ」は明治六年に選定された地名では「海浦」と表記されていた²⁸。開拓使が選定した地名ではなく、ロシア語地名からの訳語を採用した理由は不明だが、利便性が優先されたとも考えられる。後述する「コルサコフ」や「ウラジミロフカ」のように、人名に基づく地名は排除している。

アイヌ語地名については、地名選定の方法(イ)や(ロ)にあるように日本語地名よりも優先されており、漢字での表記方法について(チ)〜(ヌ)の三点が補足されている。漢字二字の方針は、北海道では開拓使時代に村名の漢字表記化で行われており、二字に収めるための区切りも実施されているため、樺太庁の地名選定の方針に北海道の事例が影響されているといえるが、実際には三文字の表記も採用された²⁹。明治六年に選定された「得高」(ルウタカ)には「留多加」を、「捲溪」(マクンコタン)には「馬群潭」を、「小實」(チベサニ)には「池邊讚」の漢字が充てられており、(チ)の「語音より漢字を充つる事」が重視されていたといえる。

日本語地名は、地名選定の方法(ハ)の「在置するに足るもの」が選定基準となり、日露戦争に由来する地名は集落地名に西久保豊一郎少佐³⁰からの「西久保」と、日露の主戦場となった「軍川」(イクサガワ)が採用されている。

また明治六年に選定された地名からは「大泊」(ヲホトマリ)、「白主」(シラヌシ)、「榮濱」(サカエハマ)、「鵜城」(ウシヨロ、ウシロ)が採用されている。

樺太地名調査会による地名選定案は、明治四十年十二月に樺太庁長官から内務省に上申され、海軍省へも照会された。海軍省では、選定された地名に北海道と同一の地名があることや、日露戦争時水路部が改称した地名が反映されていないことに異議が出された³¹。地名調査会では同一の地名には方角や位置を表す文字を付けたが、水路部の地名は採用せず、近藤岬は原名「ノトロ」が東海岸にもあるため「西能登呂岬」になり、重蔵岬は原名「シレトコ」を北海道と区別するため「中知床岬」に、片岡岬も「北知床岬」となった³²。

樺太庁の地名改正は、明治四十一年三月三十一日の内務省告示第二十九号「樺太ノ地名改正」³³で、中心的な集落地である「豊原」「大泊」「真岡」と、水路部改称の地名を含む九ヶ所の湾、岬、河川、湖の正式な地名が発表され、同年十二月九日の内務省告示³⁴で「北名好」「敷香」が追加された。

これらの告示には、各地名の選定理由は記されていないが、内陸部の選定を担当した拓殖課長の栃内壬五郎³⁵は、のちに明治四十四

年の『樺日』の取材で、三つの集落地での選定を回想して次のように答えている³⁶。

豊原は旧名をウラジミロフカと称し露語也、露領時代に流刑民の労役監督たりし露国陸軍少佐ウラジミール氏の居住せし處なるが故に同氏を紀念せんとて西曆千八百八十一年即ち今を去る三十年以前に於て露人の命名にかゝれりと、樺太地名調査會は此事実を知ると同時に其名称の露語なるのみならず、此處は邦領樺太の首府たるべき處なれば日本の名称にし如何ぞ縁故あるを要すと認め、遂に「豊葦原の水穂国」より思ふ及ぼし地形既に渺茫たる沃野を控ひ殊に豊穰なる土地との意味より即ち豊葦原の豊と原とを以て名命したる也

このように、豊原はロシア時代の地名「ウラジミロフカ」以前のアイヌ語地名が確認されなかったことから、新たな地名を付けることになった。日本書紀で用いられる国土を美称した「豊葦原の瑞穂国」からの瑞祥地名であるが、選定した栃内壬五郎は入植地の調査事業の中心人物であったことから、農耕地としての評価も影響していると思われる³⁷。

しかし、この栃内が語った地名の由来は、その後の樺太の社会には伝えられておらず、「日本的の名称」ゆえに様々な解釈が生じることになる（第四節に後述）。

大泊 旧名コルサコフと云ふ、異説種々なりと雖も兎に角コルサコフは人名（露国）なるには相違なし、而して同地は明治初年本島の未だ邦領なりし当時既に邦人の政庁を置きて本島を支配せし處なる事よく旧記にも見えたり、旧記には楠溪（クシユンコタン）と書したり、之れ即ちコルサコフの事にして露領時代には別にポロアントマリあり今の柴町附近なるべし、さて此コルサコフとポロアントマリを総称するに楠溪町を以てせんとの説もありしが結果ポロアントマリなるアイヌ語を意識して大泊とせしなり

大泊は、アイヌ語地名のポロアントマリのポロを「大」と訳し、トマリには「泊」の字を当てた意識した地名である。地名調査会の方針は（チ）の「語音より漢字を充つる事」であったが、明治六年に選定された表記を採用し、「楠溪」「函泊」を含めた広域地名とした。日本側の文献で「久春古丹」「九春古丹」「楠溪」と書かれていたクシユンコタン地域は、大泊の町域地名として「楠溪」（ナンケイ）が残された。

真岡に就ては最近に於ても小河柳坡と山野天海との論争ありしか如く或はアイヌ語といひ、或は韃靼土人語なりと云ひ、学者研究者の間はまだ一定の所説なき程とて調査會は遂に之を意訳して真岡とせし之れ旧名のマウカは、それ自体既に称呼し易く殊に適當なる漢字を当嵌むるに容易なりしが為め也云々

西海岸の集落「マオカ」には、大泊のような意識は行わず、語音に漢字を当てて「真岡」とされた。談話中に歴史家小川運平（柳坡）と樺太日日新聞社真岡支局長の山野乙助（天海）の論争があげられており、改正後も民間での地名研究において議論が続いていた³⁸。

残りの地名も明治四十四年三月二十一日の内閣告示第二号「樺太ノ地名改正」³⁹で、河川、山岳、沿岸や内陸部の集落地・殖民地の三百七十五ヶ所の地名が発表され、翌明治四十五年一月十六日の樺太庁告示第三号⁴⁰では二百三十ヶ所が追加された。その後も大正四年までに四度の樺太庁告示により、六十五ヶ所の地名が選定された⁴¹。

樺太庁が発表する地名に対し、民間で樺太研究を目的に設立された北斗社では、明治四十四年三月の改正を紹介した雑誌『北斗』記事で「改正の地名は甚だ杜撰にして何等原名の粹を止めず所請れなく無理に漢字をアテハメ音訓雑然徒らに読み悪く呼び悪きものとなり」⁴²と批判している。ただし同誌の同人で、北海道のアイヌ語地名研究の先駆者である永田方正は、「この改正は政事上蓋し止むを得ざるもの」とし、「アイヌ語地名保護のため、総て片仮名を以て地名を記し、苟も漢字を用ひるを要せずなど論ずるは是れ腐儒の寐言なり」と理解を示している⁴³。

大正四年（一九一五）八月一日には、勅令第一百号「樺太ノ郡町村編制ニ関スル件」が施行され、島内に十七郡四町五十八村が設置される。その行政地名には管内の地名から広域地名を採用している。

なお、北海道では昭和二年から始まる北海道第二期拓殖計画の字界地番整理事業により、字名の変更が実施されたが、「旧土語ハ避ク

ルコト」が注意事項に設定され、地名の内地名が進められた⁴⁴。これに対し、樺太庁では最初に選定された地名が使用され、改正は支庁、町村の合併や独立による区画名の変更と、新たな集落地への選定であった⁴⁵。

樺太庁がアイヌ語地名を重視した理由は明示されていないが、日露戦争中の地名改称への批判にみられるように、「アイヌ人種全部を臣民として包括する日本」⁴⁶を地名で示すことが、樺太の領土意識を高めることになるであろう。

第四節 樺太での地名研究

（1）領有初期の地名研究

樺太各地のアイヌ語地名については、ロシア帝国領時代のピウスツキ（Bronislaw Piotr Plisudski）や、日本では領有前・直後に文献を中心とした神保小虎の報告⁴⁷や永田方正の研究⁴⁸などがあり、北海道のアイヌ語地名と合わせた考察がなされている。

明治四十二年発行の吉田東伍著『大日本地名辞書』第八卷（富山房）には、「蝦夷（北海道・千島・樺太）」が収録され、執筆を担当した藤本慶祐は、近世から明治初期にかけての古地図、地誌、探検記、紀行文などの文献から各地域の記述をまとめている。地名表記の変遷が整理されているが、引用文以外での独自の地名解はなされていない。

樺太と大陸間の交流史を研究していた小川運平⁴⁹は、「樺太には明

白にアイヌ語とギリヤーク語とオロツコ語とが使用されて居る丈に地名も三様なり四様なる命名後がある上に露西亜時代のもあり日本時代もあり之が音訳意識の漢字で当て嵌めるのだから地名研究すら一寸容易ではない⁵⁰として、地名の背景となる歴史研究の推進を提唱している。

(2) アイヌ語研究としての地名研究

樺太島内において、アイヌ語地名の調査、記録化には、富内郵便局長の葛西猛千代が取り組んでいる。葛西猛千代は明治四十年三月に青森県庁から樺太民政署に出向し、樺太庁開庁後はこれに勤務し、警察事務、巡查部長を経て、同四十二年から庶務課と長官官房秘書係を兼務した。葛西の業務は先住民の「指導事務取扱」であり、農業奨励のための指導とともに、樺太アイヌの生活習慣や祭祀儀礼の調査を担当した。

樺太庁は樺太アイヌを「保護」するため、居住地を設定して集住させ、教育所を設けて日本語教育を行なっており、葛西は「壮年輩はアイヌ語より寧ろ日本語に通曉」しつづることから、「古老アイヌ物故せば彼等古来の風俗習慣は勿論地名の意義湮滅して知る事能はざる」ため、古老からのアイヌ語収集を始めたという⁵¹。

明治四十四年九月に、亜庭湾沿岸東部にある富内村の郵便局長を拝命した後、アイヌ語の調査を続け、昭和三年には、先住民への樺太庁の政策や生活文化の記録をまとめた『樺太土人研究資料』と、附属資料『アイヌ語地名解アイヌ語集』を発行した。同書は富内尋

常高等小学校長の平野勇助の協力により謄写版で四十部が作成されたが、頒布希望者が多く、附属資料は訂正増補版が百部再刊され、『樺太土人研究資料』の内容は『樺日』紙面に掲載された⁵²。葛西の『アイヌ語地名解アイヌ語集』では、領有初期のアイヌ語地名がイロハ順に整理されており、後述する『樺太の地名』（樺太郷土会発行）の原型となった。

昭和四年八月には、元内淵教育所教員の千徳太郎治による『樺太アイヌ叢話』⁵³が刊行され、集落の歴史とともにアイヌ語地名の解説が掲載されており、以後の地名研究の主要文献となる。

(3) 郷土研究としての地名研究

内地における郷土研究・郷土教育の普及に影響され、樺太でも昭和期に入ると、島内の研究者による郷土研究活動の成果が発表された。その契機には、昭和五年（一九三〇）に樺太日日新聞社の菱沼右一の呼びかけで結成された樺太郷土会の活動がある⁵⁴。

国民新聞社の社会部長であった菱沼は、昭和四年八月に樺太日日新聞社の主筆となり、就任後は樺太庁長官の島内視察に加わり、各地に赴いた。取材の過程で「住民の定着と自治的活動に対してもう一段の奮発を希ふて止まぬ」⁵⁵という問題意識をもっていた菱沼は、地名への関心を『樺太の地名』の序文で次のように回想している⁵⁶。

其町、其村、其停車場に着く毎に不可解奇異の地名に遭遇する時、其処を郷土とする人々に此地名が如何なる意味であるかと

問ふた、併し殆んど一人として私の間に答ふるものはなかった。唯「アイヌ語だそうだ」、「ロシヤ時代の地名らしい」と云ふが如き答を得るに過ぎなかった。

取材当時の記事にも、土地の由来が「他人事のように答え」られ、役場にも学校にも何の記録もなく、入植当時の歴史は「口碑として伝はつて居るだけ」であつたとある⁵⁷。この直後、菱沼は、『樺日』において歴史資料の収集と紙面での掲載、研究団体の設立を企画する。九月二十五日には紙面に「樺太文献欄」を設け、「樺太の名称」と題した地名研究の記事を発表し、後にこの欄には地域史や間宮林蔵、岡本監輔、鈴木茶溪などの北方探検家の記録も掲載された。その目的について、九月二十七日の社説には、「樺太の安定は住民の郷土愛に依らねばならぬ。茲に樺太文献欄を設けて一般人に開放することゝした理由⁵⁸とあり、郷土意識を高めるためのものであつた。

この文献欄で菱沼は、各地の地名研究に取り組み、『樺日』紙上で昭和四年十月十四日から「樺太の地名の意義と内地の地名」の連載を始める。アイヌ語の研究となつた地名研究の過程で、菱沼は先述の葛西猛千代を知る。葛西について菱沼は「樺太に真にアイヌを知り真にアイヌ語を解し、アイヌの地名を実際に地名について研究した」人物であると評し、「アイヌ研究と樺太変遷の研究から精神的には知人であつた我等は会ふ事に於て初対面である一見十年の知故」となつたという⁵⁹。菱沼は葛西のような島内の郷土研究家との交流を広げて、昭和五年八月に樺太郷土会を結成する。郷土会発足

時の会合で「原語が未だ破壊されてをらぬ」樺太の地名研究が提案され、菱沼は「先年から興味を持つて居る関係上島内の研究家を物色した所大泊中学校の西鶴定嘉教諭及富内郵便局長葛西猛千代翁の如き先輩があることを知つて共に研究」することになった。

昭和五年八月十五日、樺太文献叢書の第一巻として『樺太の地名』が発行される。同書は葛西の樺太アイヌの古老から取材した考察、西鶴定嘉（後述）の文献資料（江戸期の探検記録や古地図など）からの考察、菱沼右一のジョン・パチェラーや永田方正の著書を参考にした考察がイロハ順に整理されており、地名解での意見の相違もわかる掲載になっている。同書は島内で好評であり「樺太で出版されたもので四千部以上も突破した」という⁶⁰。

菱沼右一は昭和七年に樺太を離れ、東京で拓殖行政の専門紙「中央情報」を興した後も、アイヌ語地名の研究を続けた。菱沼の研究は、樺太・北海道のアイヌ語地名解の成果を応用し、「蕃語として省みられなかつたアイヌ語は何ぞ凶らん我等の言葉に根本的に編込まれて居ることに気が付いた、アイヌ語の研究の勃興は蓋し当然である⁶¹」とした持論から、内地の地名や日本語の語源としての研究に進んでいった⁶²。

樺太郷土会の研究活動に賛同した雑誌『樺太』（樺太社）記者の藤井尚治（筆名・黒龍迂人）も、地名研究に関する論考・随筆を『樺日』や雑誌『樺太』に発表している。藤井は、アイヌ語地名以外の地名の成り立ちに注目し、昭和九年に『樺日』に連載した「樺太地名考」では、日本語やロシア語由来の地名を掲載した。藤井もまた

東京に活動の場を移すが、菱沼と同じくアイヌ語による内地地名や古語の考察に取組んでいる⁶³。

(4) 歴史研究としての地名研究

葛西猛千代とともに、『樺太の地名』の執筆に参加した地理・歴史科教諭の西鶴定嘉⁶⁴は、大正十四年(一九二五)三月に「殆んど未開拓のままに残されている樺太の歴史や地理に魅力を感じ」⁶⁵、愛媛県立大洲中学校から樺太庁大泊中学校に転任した。

西鶴は樺太アイヌの文化や言語に注目し、大正十五年一月には『地理教材研究』第七輯⁶⁶に、樺太庁のアイヌ政策や風俗の紹介、アイヌ語地名の「樺太地名考」、アイヌと和人の交流史で構成された『樺太アイヌ』を発表する。論文の協力者に「アイヌ人木村助蔵君、アイヌ研究家葛西氏」⁶⁷の名が挙げられており、この頃から研究活動を通して葛西猛千代との交流があったと思われる。同年六月発行の『地理教材研究』第八輯には大泊の歴史・地理をまとめた「樺太大泊港」を発表する。西鶴のアイヌ語地名研究は葛西の資料を参考にしながらも、江戸期の記録や古地図など文献に記された地名と地域史から考察している。この時期、大泊民友新聞に「樺太古代地名研究」⁶⁸を連載しており、これらの研究成果をまとめて、昭和三年十二月発行の『樺太教育』第四巻第三号に「樺太地名研究」を発表する。

この論文で西鶴は、樺太の地名が「ギリヤーク・オロッコと折解し、或は露西亜に領有せられ、又は日本の統治下になつて次第にそれ等の言語の影響を蒙つたので、正しい原音を伝ふるものは極めて

寥々たる状態」であり、また「我等大和民族が、日本各地の地名について正しい解釈の出来るものが少ないと同様、アイヌに於てもアイヌ語地名を正しく解し得る者は稀」⁶⁹であると考えている。そのため「正確なる原義を、各地に於ける地形史伝言語等」により調査した。

昭和五年に葛西、菱沼との共著『樺太の地名』を発行した後も研究を続け、昭和十六年には、樺太中等学校学術研究会が編纂する研究論文に西鶴の地名研究が選ばれ、集大成となる『樺太地名の研究』⁷⁰が発表される。『樺太地名の研究』では、言語と地域ごとに分類し、「アイヌ語地名解原論」では「アイヌの土地命名に関する常径」と「発音上から見たるアイヌ語の特徴」、アイヌ語以外の地名解原論」では「ギリヤーク及オロッコ語地名解」「阿蘭陀地名解」「支那語地名解」「日本語地名解」に分類し、「樺太地名解各論」では樺太・サハリン島の名称の考察と、「南樺太の地名」が市町村ごとに書かれている。

(5) 地名研究での誤謬

樺太の地名は、小川運平や西鶴定嘉が研究の前提として指摘したように、多様な民族と歴史変遷により、アイヌ語以外の言語も影響している。樺太庁の地名調査会はアイヌ語地名の漢字表記を基本方針としていながらも、日本語、ロシア語の地名も取り入れているが、その由来は公式に発表されていなかった。そのため、アイヌ語研究者の永田方正が、「アニワ湾」(亜庭湾)をアイヌ語地名として、「ア

シイワの切言 一面山の意なりしを取て湾の名となし⁷¹としたように、語源を誤った解釈も生じている。

樺太の代表的な都市となった豊原、大泊、真岡についても、明治四十四年の『樺日』の取材で地名選定の担当者が答えていたが、昭和期の研究者には伝わらず、様々な憶測を生んでいる。

大泊町の町域地名である楠溪は、明治六年選定の「楠溪（クシユンコタン）」から採用されたが、音読みの「ナンケイ」としたため、アイヌ語地名とは見做されず、日露戦争中の人名からの地名改称の事例から、領有当初の樺太守備隊司令官である「楠瀬幸彦氏の頭文」と時の民政長官熊谷喜一郎氏の姓の一字を取り、谷を溪と改めて楠溪町と称するに至った⁷²という説があった。これは西鶴定嘉の調査により、明治六年時の選定ですでにこの地名が使用されていることから否定された。

樺太庁舎が置かれ行政の中心都市となった豊原町（昭和十二年から市）でも、「豊原」の語源が伝わっておらず、研究者は様々な説を生み出した。

アイヌ語地名以外の地名研究に取り組んでいた藤井尚治は、『樺日』連載の「樺太地名考」で、ロシア語地名のウラジミロフカが人名由来であることから、「豊原」とは無関係としていたが、読者からの投稿により「ウラジミルと云ふ露語が「豊穰」を意味している説」や「陸軍中将原口兼済氏の名前を永久に記憶せしめる為めにつけたものだと云ふ説」があることを紹介している⁷³。

「豊原」の語源についてはこれ以降も明らかにできず、藤井が昭和

十五年に発表した随筆でも、地名研究が「既に斯様な仕事の取纏めにはやゝ時期を失して居る」理由として、次のように述べている⁷⁴。

仮へば豊原市の呼称の由来などがそれである。どう云ふ動機と手続きとで、誰が選定したものとも分つて居ない。或るものは当初入植した移民団長ウラジミル中尉の名からとつたもので、そのウラジミルが、露西亜語で「豊穰」を意味する詞であるから、それを翻訳したものだと言ひ、或るものは樺太占領の際、北進軍の司令官原口兼済中将は豊後の出身であつたから、豊後の豊の字と原口の原の字とを組み合わせ其功労を記念する為につけられた名だと称し、両方の説がある。

昭和十六年に西鶴定嘉がまとめた『樺太地名の研究』では、「樺太占領軍司令官原口兼済中将」由来説とともに「台湾の豊原に於けるが如く、此地の開拓が進展して豊かな原となるやうにとの願望も含めて命名したのであらう」とも書いている。

(6) 戦後の地名研究

昭和二十年（一九四五）八月のソ連軍の侵攻により、日本領の南樺太は占領される。ソ連の行政下に置かれた樺太・サハリンは、ロシア語による地名に書き換えられる⁷⁵。

旧領となった樺太の地名は行政地名としての役割を失ったが、アイヌ語地名研究での見直しと、かつての居住地を示す郷土の記憶と

して研究が引き継がれる。

昭和二十二年に引揚げた西鶴定嘉は、社団法人全国樺太連盟の機関紙『樺連情報』を主な発表の場とし、近世史や地名解を執筆していた。昭和三十年、樺太連盟の協力団体として結成された南樺太返還既成同盟の常任実行委員となった西鶴は、領土問題の提言も多く、北方四島の返還が取上げられ、樺太の帰属問題が無視される現状を憤る内容となった⁷⁶。領土問題とともに地名研究も対象が千島列島に広がり、昭和五十三年には『北方領土地名考』（国書刊行会）が刊行された。内地におけるアイヌ語地名の研究に取り組み、平成元年の逝去後、遺稿が平成七年に『東北六県アイヌ語地名辞典』（国書刊行会）として刊行された。

アイヌ語研究としての樺太の地名研究は、戦前に知里眞志保⁷⁷の指導を受けていた佐々木弘太郎⁷⁸が取り組んでいた。佐々木は、樺太時代の知里の調査活動に協力しており、戦後のアイヌ語地名研究の進展を受け、樺太のアイヌ語地名研究に応用しようとした。佐々木は、昭和五年に樺太郷土会から発行された『樺太の地名』について、「当時また、今日程知里博士のアイヌ学が確立されていなかった時代であり、なによりも「アイヌ語入門」「地名アイヌ語小辞典」「アイヌ語分類辞典」等のすぐれた諸著が世に出る以前であつたので、永田方正やジョンバチエラーのアイヌ語法上の誤りまでも採用されていることは、残念ながら避けられなかった」としながらも戦前の自身の研究活動を次のように述べている⁷⁹。

だが、樺太を故里とする私には、この誤ったアイヌ語地名解は肉親が傷つけられてでもいるような憐愍に似た気持を抑えきれず、豊原に在って研究中の知里博士の御指導の下にコタンを訪ね、説話等の調査を開始した昭和十六年より正しい樺太アイヌ語地名解を念願し、各地の故老に聴取した地名に関する分のノートもかなりの量に上っていた。

佐々木の収集した資料は戦時中に失われるが、戦後は北海道大学に所蔵されていた地形図をもとに、文献資料や「知里博士の諸著書によって従来のアイヌ語法や民俗学的な誤りについて正そう」とし⁸⁰、研究が再開された。佐々木は昭和四十年に逝去するが、その遺稿は、昭和四十四年に『樺太アイヌ語地名小辞典』としてまとめられた。

地名の記録化としては、一九九四年に刊行された西村いとお著『南樺太——概要・地名解・史実——』がある⁸¹。同書は戦前の南樺太の地誌、地名、歴史により構成されており、そのなかでも地名の記述が占めている。著者は序文で執筆の背景を次のように述べている。

私がかつて住んでいたところは、南樺太で北緯50以南である。この南樺太は1945年（昭和20）ソ連軍の不法侵攻以来ソ連政府の管理下におかれ、地名もまたサハリンと変えている。私はこの南樺太に1927年（昭和2）から戦後北樺太オハへの強制抑留を含めて、1949年（昭和24）まで生活した。その

私は、このサハリンという地名をやむをえず心のどこかで肯定しているが口にするとき、また、活字にする場合旧地名にこだわっているのはやはり樺太を故郷として自負しているからだろうと思う。

同書は、戦前の地名研究の記述を集約し、学校や里程などの地域情報と合わせた資料集となっている。著者は日本領時代の地名について、広域地名から字名までの読み方を調査しており、「例えば私の郷里恵須取をエストルと呼ぶべきところ、エストリ、エストロ、エストリなどと呼ばれたり、敷香がシスカと呼ぶべきところ、シキカ、シクカ、シツカと呼ばれたりするなど」、様々な呼称が使われていたが、文献と当時の住民や役場関係者から確認できた公的な読み方を収録している⁸²⁾。

結びにかえて

日露戦争により再び日本が支配した南樺太は、ロシア帝国と共有する「雑居地」や、先住民との交易地ではなく、日本の行政下にある領土として再構築される。そのため日露戦争時に、ロシア語地名とともに排除されつつあったアイヌ語地名が重視され、アイヌ語地名を持つことが従来からの日本領である証しとなった。北海道がアイヌ語地名であることが「日本領」の先例になったといえるが、漢字表記に語音の保存が図られたとはいえ、その由来については日

本人住民の社会では共有されていなかった。

昭和期には広まった郷土研究では、地名が基本的な研究対象であったことが、移住した日本人住民にとっては異文化であったアイヌ語を郷土文化として受け入れるきっかけになったといえよう。

本論では個々の地名の分析には至らなかったが、選定とその背景にある歴史研究には、樺太に向けた日本人の領土意識が反映されていると考えられ、今後の課題としたい。

(すずき じん・歴史地域文化学専攻)

注

(『樺太日日新聞』は『樺日』と略す)

¹ 一九四五年以降の文献の発行年は一部を西暦のみとした。

² 幕府の「元禄国絵図」作成のため元禄十三年(一七〇〇)に松前藩が提出した「松前島図」には、蝦夷地、千島列島とともに樺太も「からふと嶋」と各地の地名も平仮名で書かれている。寛政十一年(一七九九)の蝦夷地の第一次幕府領期から片仮名、漢字の表記がみられる。

³ 「四月十一日在府箱館奉行所上申書 老中へ 蝦夷地國名撰定並驛路開通の件」『大日本古文書 幕末外国関係文書』十巻百八十六号四八五頁。嘉永七年(一八五四)から「蝦夷志料」を編纂した前田夏蔭により、日本語の古語による説明を中心とした研究もある。「前田夏蔭の「公務二有益之学」幕末期における考証派国学者の動向」『日本歴史』第八〇四号、吉川弘文館、二〇一五年五月、八十四〜九十三頁参照。

「樺太島地名分界等ノ件」『開拓使公文録八 部門地方・戸籍・社寺・非常・樺太事件 明治三年ノ六』簿書件名簿二十六、北海道立文書館所蔵(請求番号「簿書」54821)。

- 4 「樺太各所地名規定ノ件」『樺太支庁簿書抄録 式十七 民事之部 明治六年』簿書件名簿八一三、北海道立文書館所蔵(請求番号「簿書」6298)。
- 5 読みは前掲の「樺太各所地名規定ノ件」に記載された振り仮名による。
- 6 水路告示一六五九号第四七四七項「地名ノ改称」『官報』第六五九号(大蔵省印刷局、明治三十八年六月三十日)一二九〇頁。シーボルト著『日本』により間宮林蔵の功績を記して名付けられた「Str. Mammia seto」(間宮の瀬戸)はタタール海峡(韃靼海峡)最狭部の海域名であった。
- 7 旧称・改称の表記は『地学雑誌』第十七年第八号(東京地学協会、明治三十八年八月)の「雑報」内「樺太占領地陸上地名の改称」より。田中阿歌麻呂(一八六九〜一九四四)、湖沼・湖岸地域の研究者、『地学雑誌』編集者、華族女学校教授。
- 8 「樺太占領地陸上地名の改称」『地学雑誌』第十七年第八号、東京地学協会、明治三十八年八月、六〇一頁「雑報」内。
- 9 前身の水路寮から海図に記入する地名の選定が実施された。明治二十一年に制定された水路部条例の第一条には「水路ヲ測量シ兵要及一般ノ海図ヲ調製シ水路誌ヲ編纂」とあり、告示はこの図誌の地名改称として発表された。
- 10 近藤重蔵(一七七一〜一八二九)は、寛政十一年の第一次蝦夷地幕府領化に向けて活動した幕臣。蝦夷地の地誌調査や国後島・択捉島の開発を指導した。蝦夷地・国後島・択捉島の実地調査に赴いたため、明治期には探検家と紹介されることが多いが、樺太には渡っていない。水路告示一六六八号第四七三項「地名ノ改称」『官報』第六六〇九号(明治三十八年七月十二日)五〇三頁。
- 11 「樺太コルサコフの改称」『地学雑誌』第十七年第九号、東京地学協会、明治三十八年十月、六七八頁「雑報」内。
- 12 「満洲第六八〇六号 樺太地名改称ノ否認」『明治卅七八年戦役陸軍政史』第八卷(陸軍省、明治四十四年)、復刻版(湘南堂書店、昭和五十八年)一九八頁。
- 13 前掲、「樺太コルサコフの改称」『地学雑誌』第十七年第九号、東京地学協会、明治三十八年十月、六七八頁。
- 14 「明治三十八年八月八日史談会に於て外崎寛君臨席樺太探險並勤王先哲に就て」『史談速記録』第三百三十二輯、史談会、明治四十五年六月、二十七〜二十八頁。外崎寛(一八五九〜一九三二)は、漢学者・歴史家、文部省・宮内省に勤務し、明治維新資料の調査にあたる。
- 15 小川琢治(一八七〇〜一九四二)、京都帝国大学教授、地理学・地質学講座担当。
- 16 小川琢治「樺太島占領と地名の命名法」『地学雑誌』第十七年第八号、東京地学協会、明治三十八年八月、五八八頁「雑報」。
- 17 「再び樺太地名改称に就て」『時事新報』明治三十八年七月十九日。談話のみが「肝付少将の樺太談」『朝日新聞』明治三十八年七月二十日に掲載され、『時事新報』の記事との字句の違いがあるが内容は同じものである。
- 18 岡部精一(一八六八〜一九二〇)、陸軍編修官、文部省維新史料編纂事務局の常置編纂員。
- 19 岡部精一「一家言 樺太の地名改称について」『読売新聞』明治三十八年七月二十七日・二十八日。この記事は『歴史地理』第七卷第八号(日本歴史地理研究会、明治三十八年八月)六三六〜六四二頁に転載され、『世界』十五号(京華日報社、明治三十八年八月)五一四〜五一六頁にも「樺太の地名改称に就て海軍当路者の反省を促す」の改題で転載された。
- 20 明治三十八年五月八日に公布されたこの勅令により占領地域での統治体制が整えられ、八月二十八日に樺太軍司令官発令の軍令第一号により樺太民政署が開設される。
- 21 坪井九馬三(一八五八〜一九三六)、東京帝国大学文科大学教授、史学地理学講座担当。
- 22
- 23

24 坪井九馬三「樺太地名名称について」『歴史地理』第七巻第九号(日本歴史地理研究会、明治三十八年九月) 七一九〜七二二頁。坪井が熊谷に書簡を送ったことは「樺太地名変更注意」『朝日新聞』八月十八日で報じられた。

25 「樺太地名調査談 枋内技師の談話」『樺日』明治四十四年三月二十九日。

26 前掲「樺太地名調査談 枋内技師の談話」。

27 前掲「樺太地名調査談 枋内技師の談話」。文中の括弧も原文のとおり。なお原文では条項の「(へ)」の次が再び「(ハ)」となつてはいるが、明らかな誤字であり、本論での引用の都合により「(ト)」に修正した。千徳太郎治「樺太アイヌ叢話」(市光堂、昭和四年、三十三〜三十四頁)に依ると一ノ澤は「ウンラ」、二ノ澤は「チシナイボ又トマユナイ」、三ノ澤は「エンルモロ」のアイヌ語地名があつた。

29 明治七年に内務省が「全国道国郡村市港湾等之名称」集約のため各地に資料の提出を求めたことから、開拓使では、その直前に支庁、町村へ漢字二文字の方針を通過した。北海道での地名表記の政策については山田伸一「アイヌ語地名はどう書き換えられたか」『近代北海道とアイヌ民族 狩猟規制と土地問題』(北海道大学出版会、二〇一一年)を参照とした。

30 西久保豊一郎少佐は明治三十八年七月、樺太攻略軍第十三師団歩兵第五十連隊第一大隊長として派遣され、ダリネー(豊原郊外、のちに軍川と呼ばれる)での戦闘で戦死した。伝記に上田光曦「樺太領有之先駆者西久保少佐」(樺太教育会、昭和七年)がある。

31 「雑款(2)」明治四十年十一月十一日 樺太地名「関スル件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06091939400、明治四十年公文備考巻60土木13(防衛省防衛研究所)には、内務省からの問合せに対し、「当省ノ希望」として選定案に「海図ニ記入発布済」と北海道にもある地名を「他字ニ改メテ如何」の付箋を貼り回答している。

32 すでに海図に記入されていた水路部による地名は変更されず、詳細な樺太海図には近藤岬、重蔵岬などがカッコ書きで記されるようになった。また水路部が湾名とした艦名由来の「千歳」は、大正四年の郡町村編制の際、亜庭湾沿岸部の村名として使用されている。

33 『官報』第七四二五号 明治四十一年三月三十一日、四十四頁。
『官報』第七六三七号 明治四十一年十二月九日、二頁。

35 枋内壬五郎(一八七二〜一九四二)は札幌農学校を卒業し、北海道庁に入り、拓殖課長を務めた。明治三十八年の領有当初に樺太民政署の嘱託となり農業・殖民調査にあたる。明治四十年に樺太庁の拓殖課長となり、大正二年まで務める。室蘭に入植した添田五郎の四男であり、経済学者野呂栄太郎の伯父にあたる。経歴は岡田虎輔編輯『故枋内壬五郎君追悼集』(三省堂、昭和十三年)参照。

36 「地名改正一例」『樺日』明治四十四年三月二十九日。
ウラジミロフカと豊原の都市の連続性や成り立ちを研究した井潤裕「ウラジミロフカから豊原へ——ユジノサハリンスク(旧豊原)における初期市街地の形成過程とその性格——」(『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集 第五集、北海道大学スラブ研究センター、二〇〇四年)においても「新しい農業移住地域の拠点として、ある種の願望を含んだものであったと考えられる地名」と指摘している。

38 「マオカ」は元禄十三年の『松前島郷帳』に「まをか」の記載があり、日本側の資料で確認される最古の地名ではある。小川運平(柳坡)は当初、その著書『満洲及樺太』(博文館、明治四十三年)では語源の断定は避け、大陸の勢力が及んでいたことから、樺太と満洲の地名研究と史跡調査を唱えている(二五九〜二六五頁)。小川運平(柳坡)と山野乙助(天海)の論争は、山野が『樺日』明治四十四年二月十六日掲載の「マウカの語源」で、真岡の旧称がアイヌ語地名「エンルンコマナイ」であるとして、小川やその他の語源説を否定したことに始まる。三月十日には小川が『樺日』に発表した「樺太に関する新説 真岡の

名は大陸語に非ざるか」で反論し、十二日には同題「マウカは土語の日本訛に非ざる可し」で山野の説を否定した。これに対する山野の「柳坡先生に復す」が同月十八日から二十五日まで全五回『権日』に連載されている。

39 『官報 第八三二二号』明治四十四年三月二十一日、二〇九頁。

40 『樺太庁法規』下巻、樺太庁長官官房調査課編、昭和九年、「第十八類 地理土木 第一章地理」六〇九頁。

41 前掲、『樺太庁法規』下巻、九〇二頁。樺太庁告示により、明治四十五年五月十八日の第四十五号で十一ヶ所、大正元年九月六日の第十号で十三ヶ所、大正二年一月二十三日の第十一号で、河川と岬三十四ヶ所が選定され、大正四年二月二十八日の第十六号で、俗称地名七ヶ所が公称地名となった。また、昭和八年八月十日の樺太庁告示第百五十四号により、水路部選定の「東伏見湾」が「亜庭湾ノ一部對馬岬以北一帯ノ海面」の公称地名に採用されている。

42 「樺太地名の改正」『北斗』第二年四号、北斗社、明治四十四年四月、三十四頁。

43 永田方正「樺太地名の改正に付て」『北斗』第二年四号、北斗社、明治四十四年八月、四十一頁。

44 前掲、山田伸一「アイヌ語地名はどう書き換えられたか」『近代北海道とアイヌ民族 狩猟規制と土地問題』三八九〜三九二頁参照。引用文の原出典は『北海道庁公報』一九三七年四月十日付掲載の北海道庁拓殖部から各支庁長宛通牒より。

45 事例として、樺太庁の政策により豊原支庁管内のアイヌ民族が集住させられた栄浜村の「シルトル」（俗称）地域は、東海岸に同名の「知取」があるため、「白浜」となる。改称当時の発表（「土人集合部落は白濱部落と命名された」『権日』大正十年九月六日）では日本語訳とあるが、本論で取り上げた地名解では「道の間」の意味としており、正しい訳とはいえない。

また、西海岸の三浜村は、三ヶ所の浜集落を総括して名付けられたが、役場所在地の字「珍内」に市街地が形成されて有名になり、昭和十六年に一級町村の町村制が施行される際、珍内町と改称された。

46 「樺太地名改称に就て」『時事新報』明治三十八年七月十八日。

47 神保小虎「カラフトのアイヌ地名に関する仮の説明」『歴史地理』第六卷第九号、日本地理学会、明治三十七年九月、一〇二頁。「余がカラフト地名解に関する某先輩の訂正」『歴史地理』第八卷第八号、明治三十九年八月、四〇六頁。

48 永田方正「樺太の地名に就て」『北斗』第一年二号（北斗社、明治四十二年十二月）から第二号四卷（明治四十四年四月）まで五回連載。

49 小川運平（一八七八〜一九三五）明治四十二年に樺太庁の囑託として「ヤエンコロアイヌ文書」（樺太アイヌ惣乙名の家に伝えられた満州語と漢文の文書）の調査に取り組み、『満洲及樺太』（博文館、明治四十三年）、『日本と大陸』（北駿學會、大正十一年）など、樺太と北東アジアの論考を出版している。経歴は黒竜會編『東亜先覚志士記伝』下巻（黒竜會出版部、昭和十一年）の「列伝」一六六〜一六七頁参照。

50 小川運平「樺太地名研究」『権日』大正元年十月一日。

51 葛西猛千代「樺太土人研究資料」昭和三年発行、例言一〜二頁。

52 葛西猛千代「樺太土人に就て」『権日』昭和四年八月二十九日。不定期連載。葛西の記事は雑誌『樺太』や『樺太時報』にも掲載される。

53 千徳太郎治「樺太アイヌ叢話」市光堂、昭和四年（複製版 河野本道選『アイヌ史資料集』第六卷樺太編収録、北海道出版企画センター、一九八〇年）。

54 会の活動については拙稿「菱沼右一と樺太郷土会」『北海道の文化』七十九号（北海道文化財保護協会、二〇〇八年）参照。

55 「西海岸の黄金時代」『権日』昭和四年八月二十九日。

56 「樺太の地名」樺太郷土会、昭和五年八月発行、菱沼右一「自序」二頁。「社説 樺太文獻欄設置」『権日』昭和四年九月二十七日。

- 58 菱沼右一「社説 樺太文獻欄設置」『樺日』昭和四年九月二十七日。
- 59 菱沼右一「富内から落帆へ三 トンナイシヤの夜」『樺日』昭和五年一月十九日。
- 60 「郷土会の活躍とその実践と人物四」『樺日』昭和五年十一月二十一日。
- 61 「社説 アイヌ語研究の勃興時代」『樺日』昭和五年八月一日。
- 62 菱沼は昭和四年十月に「樺太の地名の意義と内地の地名」を『樺日』に連載しており、のちに『中央情報』にも連載し、昭和十四年十一月には「アイヌ語よりみた日本地名新研究（江戸以前の東京）」を自らが経営する中央情報社から発行する。昭和十三年六月には同社から樺太の地名解と観光情報を合わせた『樺太案内地名の旅』も発行している。藤井尚治は、昭和十二年刊行の『奇説新学説考』（日本書莊）に「アイヌ語は日本の歴史地理研究の鍵」先住民族の言語からみた有史以前の関係」の項を設け、昭和十八年刊行の『日本古代語寶灯燈』（日本思想研究会）では「第二章 古代語研究の方法」に「アイヌ語は古代語の宝庫なり」の論考を発表する。
- 63 西鶴定嘉については、拙稿「西鶴定嘉 樺太史を綴った生涯」『北海道の文化』八十号 北海道文化財保護協会、二〇〇八年。池田裕子「樺太庁師範学校における樺太史教育」『日本の教育史学』教育史学紀要第五二集、二〇〇九年を参照。
- 64 西鶴定嘉「樺太史の葉を脱稿して」『樺太時報』第二十八号、樺太庁、昭和十四年八月、一一一頁。
- 65 『地理教材研究』第七輯、目黒書店、大正十五年一月、十〜七十二頁。地理教材研究会の学会誌。
- 66 葛西とともに協力者となった「木村助蔵」はプロニスワフ・ピウスツキの長男の木村助蔵と思われる。
- 67 掲載日は不明だが昭和二年に発行された樺太庁医官の屋代周二編『樺太アイヌの研究（特に人口減少問題に就いて）』の参考文献に挙げられている。
- 68
- 69 西鶴定嘉「樺太地名研究」『樺太教育』第四卷第三号（御大典記念号）、樺太教育会、昭和三年十二月、一六六〜一八六頁。小樽商科大学附属図書館所蔵。同誌には昭和四年一月から三月まで「樺太の地名研究」を連載している。
- 70 西鶴定嘉「樺太地名の研究」は『樺太時報』第五十三号（樺太庁、昭和十六年九月）に掲載。『樺太中等学校学術研究会論文 第一輯』として抜刷あり。
- 71 永田方正「樺太の地名に就て（四）」『北斗』第二年三月号、明治四十四年三月発行、二二二頁。実際には「アニワ」はアジアとアメリカの間にあるとされた「アニアン海峡」(Straits of Anian) から、一六四三年に蝦夷地・樺太の東岸部を調査したオランダの航海士フリース(Maerten Gerritsz de Vries) により名付けられたことに由来する。
- 72 西鶴定嘉「樺太地名研究」『樺太教育』第四卷第三号、樺太教育会、昭和三年十二月発行、一七一頁。なお原名「クシユンコタン」の地名についても、文化七年に日本人がアイヌ語に倣って命名したという逸話があったが、西鶴により寛政二年の資料でも確認されることから否定されている。この伝承は山野乙助(天海)「口碑に遺る樺太古跡譚（八）九春古丹の地名起源」『樺日』大正四年八月十四日に紹介されている。藤井尚治「樺太地名考 考証に対する投書」『樺日』昭和九年七月十日。「ウラジミロフカ」の訳し方については、同時期にも福家勇「樺太地名の発生（一）」『樺太』（樺太社、昭和九年十月発行、一五一頁）により「ウラヂは所有する意、ミルは平和、フカは名詞である。故に平和なる所と訳するのが直訳で、それを豊原としたままである」という説も出されている。
- 73
- 74 藤井尚治「豊原」と「楠溪」と『樺太時報』第三十七号、樺太社、昭和十五年四月発行、九六頁。
- 75 ソ連の地名改称については、松井憲明「戦後サハリンにおける集落の改称について」『旭川大学紀要』第三十九号（一九九四年十二月）、エ

レーナ・サヴェーリエヴァ著小山内道子訳『日本領樺太・千島からソ連領サハリン州へ 一九四五年—一九四七年』(成文社、二〇一五年)の「地名の変更」日本語名からロシア語名へ」を参照。

76 昭和四十五年発行の『日本と北方領土』、昭和四十九年発行の『南カラフト及北・中千島返還要求論』など

77 言語学者知里眞志保は、昭和十五年に豊原高等女校教諭の嘱託として赴任し、隣接する樺太庁博物館の民俗部門の技術員も務めた。博物館では島内の研究者との共同調査や、葛西猛千代の記録を整理して、樺太庁博物館叢書第九編『樺太アイヌの民俗』(昭和十八年十二月)をまとめた。知里は昭和十八年に北海道帝国大学北方文化研究室の嘱託となり、樺太を後にした。

78 佐々木弘太郎は大正十二年に樺太西海岸の広地村に生れ、豊北農林学校を卒業、北部軍樺太野戦臨時貨物廠に勤務する。昭和十六年から知里との交流があり、知里の調査に同行し、筆録した説話は樺太庁博物館の報告や関係者の著書にも引用されている。昭和二十二年の「引揚」により北海道に移住する。戦後は病身での研究活動となり、昭和四十年に逝去。佐々木弘太郎『樺太アイヌ語地名小辞典』みやま書房、昭和四十四年、二百四十六頁「年譜」より。

79 前掲、佐々木弘太郎『樺太アイヌ語地名小辞典』七十四頁。

80 前掲、佐々木弘太郎『樺太アイヌ語地名小辞典』七十五頁。

81 著者の西村巖(筆名・いわお)氏は、当時、全国樺太連盟北海道支部の事務局長であったが、同書は個人の著作として編纂され自費出版された。西村氏の著作には、樺太での半生をまとめた自伝『北緯五十四度 樺太恵須取育ちの著者が辿った北樺太オハ抑留記』(一九七六年)や『歌集 樺太の灯』(一九八六年)、小学校の同級生(朝鮮半島出身者)の家族再開までの通信をまとめた『母を追って 離散サハリン母子再会記録』(一九九一年)、樺太で新聞社を経営した父親の伝記『西村秀雄(東墓)』(一九九五年)がある。

82 同書について地理学者の山田晴通は『地理学評論』第六十八号(日本地理学会、一九九五年、一二八—一二九頁)の書評において「南樺太という、『日本地名大辞典』からも外れた地域を対象に、旧植民地時代の地名情報の集積と整理を試みたアマチュアの仕事である本書は、地名を中心とした地誌的記述として、また、一般に省みられることの少ない(あるいは言及を避けられる)地域に関する記述として、期せずして職業的地理学徒に対する痛烈な問題提起」であると評価している。